

令和2年3月6日
こども未来部こども家庭支援課

江東区子ども家庭総合支援拠点の設置について

子育て支援体制の強化を図るため、令和2年4月にこども家庭支援課と南砂子ども家庭支援センターを合わせて「江東区子ども家庭総合支援拠点」と位置付ける。

1 経緯

子ども家庭総合支援拠点については、平成28年の改正児童福祉法にて区市町村は整備に努めなければならないと規定され、平成30年12月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」で2022年度までに全区市町村での設置を目指すことが示されている。

本区におけるこれまでの児童相談体制については、区こども家庭支援課と南砂子ども家庭支援センターが他の4つの子ども家庭支援センターの協力を得つつ虐待対応を行ってきた。

2 支援拠点の概要

子ども家庭総合支援拠点とは、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを担う拠点である。

3 今後の展開

有明、住吉、亀戸に新たな子ども家庭支援センターの整備を計画化するほか、各地域の子ども家庭支援センターの機能強化を図るとともに江東区子ども家庭総合支援拠点と連携し、区全体の子育て支援と虐待予防・対応を強化する。

(下図イメージ図参照)

4 スケジュール

- 令和2年度 ・江東区子ども家庭総合支援拠点を設置
・有明子ども家庭支援センター開設
- 令和3年度以降 ・各地域の子ども家庭支援センターの機能強化および
江東区子ども家庭総合支援拠点との連携強化
- 令和4年度 ・住吉、亀戸に子ども家庭支援センター開設

《子育て支援体制のイメージ》

